

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No.	
施設の名称	山形県源流の森	指定管理者	公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
所在地	西置賜郡飯豊町大字須郷669-3	県担当課	置賜総合支庁産業経済部森林整備課 (電話番号) (0238 - 35 - 9053)
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和7年3月31日		
検証期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年度協定書等に基づき、施設の適切な維持管理に努めた。 ・経年劣化が進んでいる工作物や建物については、可能な範囲で修繕を行った。 ・インタープリターの協力のもと、感染症対策を講じながら常設プログラムや主催行事を実施した。新たに実施した未就学児向けの「森林のようちえん」が好評であった。 	評価	<<評価の理由>> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づき管理運営を行っていたが、管理運営上問題が生じた際の県への報告が速やかになされなかった点があった。
		C	
② 管理・運営上の課題、問題点 (改善すべきこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化が進んでいる工作物や建物について、修繕が遅滞しているものがある。 ・展示室の展示物が紛失する事案が発生した。 	<<課題等の原因分析>> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた予算の中で少しずつ修繕しているが、施設全体の老朽化に伴い、年々修繕費が掛かり増しする傾向にある。 ・展示物の紛失では、保守点検の方法が適切でなかった。 	
課題、問題点への今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の修繕費については、引き続き予算要求していく。 ・紛失の恐れのある展示物等の保守点検方法を強化していく。 		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・水没林目当ての来館者に対して、期間限定の景観であることを説明丁寧に対応した。源流の森は水没林シーズンだけでなく、通年（冬期間除く）で楽しめることをあわせてPRした。 	評価	<<評価の理由>> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の拡大に向けた情報提供を積極的に実施している。
		B	
意見・要望等への今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズを把握し、リピーターの確保や新規来園者の確保につなげていく。 		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段の確保が困難な小学校等に対する「出前教室」を継続して実施した。 ・売店「森のお店」に小さなクラフト作品などを入れたカプセルトイを設置したところ、子ども連れの来館者に好評だった。 	評価	<<評価の理由>> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づき、概ね適正に実施されている。
		B	
② 経費の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまがたECOマネジメントシステム」の取り組みにおいて、省エネルギーやカラーコピーの節減等に努めた。 	評価	<<評価の理由>> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね適正に実施されている。
		B	
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉施設と連携した「遊・湯パック」を継続して実施した。 	評価	<<評価の理由>> <ul style="list-style-type: none"> ・互いに利用者を確保することで地域の活性化に繋がられた。
		B	
総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づく施設の管理運営を行うとともに、サービス向上に向けた自主的な対応を行っている。 ・地域の施設と連携を図り、地域活性化に貢献している。 		

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
 B : 概ね適正に実施されている。
 C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
 D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。